

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	株式会社シャルレ (旧会社名 株式会社テン・アローズ)
【英訳名】	CHARLE CO., LTD. (旧英訳名 TEN・ARROWS CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本 雅文
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 馬場 博明
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 平成20年6月25日開催の定時株主総会の決議により、平成20年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長岡本雅文及び取締役馬場博明は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、連結子会社については、僅少な売上高であるため、持分法適用関連会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、財務報告に係る内部統制の評価の範囲から除外し、当社のみを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社のみを評価範囲とした。なお、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社の機関設計は、委員会設置会社となっており、平成21年3月31日時点で取締役会は非常勤社外取締役（以下「社外取締役」という。）3名で構成され、監査委員会も同一の社外取締役3名で構成されている。

取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行の監督を担っているが、監督を行うためには、まずその基となる情報が必要である。この点において当社では、監督を担う取締役全員が社外取締役であり、このような情報を伝えることが難しい環境にもかかわらず、適時、適切な情報を伝達する仕組みを構築できていなかった。このことは、内部統制の基本的要素である「情報と伝達」における「信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、企業内のすべての者、特に財務報告の作成に関連する者に適切に伝達される体制が整備されているか。」「内部統制に関する重要な情報が円滑に経営者及び組織内の適切な管理者に伝達される体制が整備されているか。」「経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有されているか。」を満たしていないことになる。

次に、監督を行うためにはモニタリング活動が不可欠となる。この点において当社では、社外取締役が十分なモニタリング活動ができるよう、使用人を直接任命できるなどの仕組みが必要であったが、構築できていなかった。このことは、内部統制の基本的要素である「モニタリング」における「日常的モニタリングが、企業の業務活動に適切に組み込まれているか。」「企業の内外から伝達された内部統制に関する重要な情報は適切に検討され、必要な是正措置が取られているか。」を満たしていないことになる。

また、監査委員会は、執行役等（執行役及び取締役）の職務の執行の監査を担っているが、監査対象となる取締役と、監査を行う監査委員は、全く同一の構成員であり、自己監査を行う構造になっている。このことは、委員会設置会社の要である監査委員会が、牽制機能を十分に発揮できないことであり、内部統制の基本的要素である「モニタリング」における「日常的なモニタリングが、企業の業務活動に適切に組み込まれているか。」を満たしていないことになる。

上記の「情報と伝達」「モニタリング」における不備は、内部統制の基本的要素である「統制環境」全般に影響を与え、とりわけ「取締役会及び監査役又は監査委員会は、財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を理解し、実行しているか。」を満たしていないことになる。

以上のとおり、内部統制の基本的要素である「統制環境」「情報と伝達」「モニタリング」に不備があり、当社の全社的な内部統制には、重要な欠陥があると判断している。

当社では、重要な欠陥の主な原因は、機関設計の選択（委員会設置会社）にあると考えている。すなわち、当社の企業規模に鑑みると、取締役の選任人数も限られ、その結果、監査委員会の委員が取締役会の過半数を占めることが予想され、前述の不備が生じる可能性が構造的に存在する。そこで、当該重要な欠陥の是正のため、機関設計の変更（監査役会設置会社への移行）を、平成21年6月開催の定時株主総会に諮り、決議を得た。

なお、「重要な欠陥」について当事業年度末日までに改善されなかった理由は、機関設計の変更のためには、株主総会の決議を得る必要があるところ、新たな取締役、監査役の候補者の選考にあたっては、経営執行能力のみならず、コンプライアンス意識、創業家からの独立性の確認等について平成21年1月設置のガバナンス監視委員会から答申を得るなど慎重を期していたため、相応の時間を要し、期中に臨時株主総会を開催し、機関設計の変更をすることが困難であったためである。

4【付記事項】

取締役に対する監査機能を強化するため、平成21年6月24日に開催した当社の第34回定時株主総会において、委員会設置会社から監査役会設置会社に機関設計の変更を行い、新たに当社の取締役及び監査役を選任した。

5【特記事項】

該当事項はない。